

## 郡山市統計調査員協議会連合会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、統計調査員の資質の向上と調査事務の円滑な運営を図るため、統計調査員で組織される団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる団体及び事業の範囲並びに補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

2 規則第4条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(補助事業の内容変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、総事業費の10パーセントの範囲とする。

2 規則第9条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書に添付する書類は、補助事業等変更事業計画書及び補助事業等の変更に係る収支予算書とする。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に収支決算書を添えて、当該事業完了後、速やかに行うものとする。

2 規則第14条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、事業報告書とする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助の対象となる団体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

1 この要綱は、昭和52年1月17日から施行する。

2 郡山統計調査員協議会補助金交付要綱（昭和42年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助の対象となる団体	補助の対象となる事業	補助額
郡山市統計調査員協議会連合会	統計調査員の資質の向上と調査事務の円滑な運営を図ることを目的とした概ね次に掲げる事業 (1) 統計調査に関する会員相互の連絡に関すること。 (2) 統計に関する研修会、講習会等に関すること。 (3) 統計調査員制度の調査、研究に関すること。	予算の範囲内で定める額
郡山地区統計調査員協議会		
安積地区統計調査員協議会		
三穂田地区統計調査員協議会		
逢瀬地区統計調査員協議会		
片平地区統計調査員協議会		
喜久田地区統計調査員協議会		
日和田地区統計調査員協議会		
富久山地区統計調査員協議会		
湖南地区統計調査員協議会		
熱海地区統計調査員協議会		
田村地区統計調査員協議会		
西田地区統計調査員協議会		
中田地区統計調査員協議会		